

継続開示義務違反に対する 課徴金制度の細則（案）

制度調査部
横山 淳

2005年証取法改正

【要約】

2005年10月21日、金融庁は証券取引法の関連政省令の改正案を公表した。

その中には、西武鉄道事件を背景に導入される「継続開示義務違反に対する課徴金制度」の細目案も含まれている。

具体的には、継続開示義務違反に対して課される課徴金の算定方法などが示されている。

はじめに

2005年10月21日、金融庁は「証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）、企業内容等開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（案）、継続開示課徴金に関する内閣府令（仮）の公表について」を発表した¹。

これは今年6月に成立した「証券取引法の一部を改正する法律」²（以下、2005年証取法改正法）の細目を定める政省令案である。2005年証取法改正法の主な改正事項をまとめると次のようになる。

親会社等状況報告制度（上場会社の親会社等の開示義務）

TOB制度の見直し

英文による継続開示

継続開示義務違反に対する課徴金制度の創設

本稿では、今回公表された政省令案のうち、「継続開示義務違反に対する課徴金制度の創設」に関連する部分を紹介する。

1. 継続開示義務違反に対する課徴金制度の導入経緯

「課徴金制度」とは、法令（この場合は証券取引法）に違反する行為を行った者に対して、行政上の措置として、金銭的な負担（いわゆる「課徴金」）を課す制度である。

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/syouken/f-20051021-5.html>）に掲載されている。なお、今回公表された政省令案についてのパブリック・コメント募集は、2005年11月7日で終了している。近日中に最終的な政省令が公布されるものと思われる。

² 実際の条文は金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/houan/162/hou162_02g.pdf）に掲載されている。

証券取引法違反に対する「課徴金制度」は、2004年の証券取引法改正で導入され、2005年4月1日からスタートした。当初、課徴金の対象とされた証券取引法違反行為は、次の4類型であった。

インサイダー取引
相場操縦
風説の流布等
有価証券届出書等の虚偽記載

ところが西武鉄道事件を契機に、導入されたの課徴金制度(当時は未施行)について問題点が指摘されることとなった。即ち、有価証券届出書等の発行開示義務の違反に対しては課徴金が課されることになるのに、(西武鉄道事件のような)有価証券報告書等の継続開示義務の違反は課徴金の対象とならないという問題点である。

そうした中、2005年通常国会で証券取引法改正法案の審議が衆議院財務金融委員会で始まると、早速、与野党は法案修正の調整に入った³。そして、自民党、公明党、民主党の共同提案の形で継続開示義務違反に対する課徴金制度を盛り込んだ「証券取引法の一部を改正する法律案に対する修正案」(以下、修正案)が提出され、衆議院財政金融委員会で可決された。同日、修正後の証券取引法改正法案は、衆議院本会議に上程され全会一致で可決された。

その後、修正後の証券取引法改正法案は、参議院でも6月22日に可決・成立し、同月29日に公布されたのである。

2. 継続開示義務違反に対する課徴金制度の細目(案)

(1) 証券取引法が定める制度の概要

発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある**有価証券報告書等**を提出したときは、課徴金の国庫納付を命じられる(証取法172の2)。

対象となる「有価証券報告書等」には次のものが含まれる。

有価証券報告書
その添付書類
(有価証券報告書・その添付書類についての)訂正報告書

課徴金の金額は、次の のいずれか大きいものとされる。

300万円

「算定基準有価証券」の「市場価額」の総額×10万分の3(0.003%)

()当初1年間は課徴金額を軽減する経過措置が設けられる。詳しくは、レポート末尾の「参考」参照。

³ 2005年4月22日付日本経済新聞など。

同様に、発行者が、重要な事項につき虚偽の記載がある**半期報告書・臨時報告書等**を提出したときも、課徴金の国庫納付を命じられる（証取法 172 の 2 ）。

対象となる「半期報告書・臨時報告書等」には次のものが含まれる。

半期報告書
 臨時報告書
 （半期報告書・臨時報告書についての）訂正報告書

課徴金の金額は、前記(1)の有価証券報告書等の虚偽記載に対する課徴金の 1 / 2 とされている。具体的には、次の のいずれか大きいものとなる。

150 万円

「算定基準有価証券」の「市場価額の総額」× 10 万分の 1.5 (0.0015%)

() 当初 1 年間は課徴金額を軽減する経過措置が設けられる。詳しくはレポート末尾の「参考」参照。

(2) 課徴金の金額の算定方法（案）

前記(1)で紹介したように、継続開示義務違反に対する課徴金の金額は、（下限は設定されているものの）「算定基準有価証券」の「市場価額の総額」を基に算定されることとなる。

ただ、課徴金の金額算定の基礎となる「算定基準有価証券」、「市場価額の総額」については、証券取引法ではその具体的な内容までは定められていなかった。それが、今回の政省令案で明らかになった。

(1) 「算定基準有価証券」

課徴金の金額算定の基礎となる「算定基準有価証券」は、次のものとされている。なお、が証券取引法に明記されているもの、 ~ が今回、証券取引法施行令案（以下、政令案）で示されたものである（証取法 172 の 2 ニイ、政令案 33 の 5 の 2 ）。

株券

（優先出資法に基づく）優先出資証券
 （資産流動化法に基づく）優先出資証券
 （投資信託又は外国投資信託の）受益証券
 （投資法人の）投資証券、外国投資証券（投資法人債券に類するものを除く）
 （資産流動化法に基づく）特定目的信託の受益証券
 外国又は外国法人の発行する証券・証書で、前記 の性質を有するもの
 外国貸付債権信託受益権証券・証書
 前記 ~ 及び後記 に関するオプション
 前記 ~ に関する預託証券・預託証書
 前記 ~ に表示されるべき権利で券面の発行のないもの
 いわゆる「みなし有価証券」（銀行等の貸付債権信託受益権、投資事業有限責任組合契約に基づく権利など）

(ロ) 「市場価額の総額」

課徴金の計算の基礎となる「市場価額の総額」について、法案の審議段階（衆議院財務金融委員会）での趣旨説明⁴によれば、具体的なイメージとしては「虚偽記載時の時価総額」を想定していたようである。

今回、公表された「継続開示課徴金に関する内閣府令（案）」（以下、継続開示課徴金府令案）でも、「市場価額の総額」を「時価総額」を基本として算定式を示している。具体的には下記の通りである（継続開示課徴金府令案1）。

虚偽記載のあった開示書類に係る事業年度中の毎日の「最終の価格」（ ）の合計	×	「最終の価格」が公表された日における発行済み総数又は総口数の合計
「最終の価格」が公表された日数		「最終の価格」が公表された日数

（ ）証券取引所又は証券業協会の公表する「最終の価格」のうち、最も高いもの。なお、内容の数種の算定基準有価証券について異なる「最終の価格」がある場合（例えば、普通株式と種類株式の双方が上場されている場合など）には、加重平均をとることとされている。

これは要するに、『虚偽記載のあった開示書類に関する事業年度の平均終値 × 同じ期間中の平均発行済総数』、言い換えれば、事業年度中の時価総額の平均値といえることができるだろう。

(ハ) 「算定基準有価証券」や「市場価額」がない場合

継続開示義務違反を行った者が、「算定基準有価証券」に該当するものを発行していない場合や、「市場価額」が存在しない場合（例えば、有価証券報告書の提出義務はあるが非上場会社であるようなケースなど）については、「これに相当するものとして政令で定めるところにより算出した額」を基に課徴金を算定するとしている（証取法 172 の 2 ニイ）。

今回の政省令案では、具体的に下記の金額に基づくこととしている（政令案 33 の 5 の 3、継続開示課徴金府令 2）。

有価証券報告書（ ）に記載された連結貸借対照表（なければ、単体の貸借対照表）に計上されている『資産の合計額 - 負債の合計額』

（ ）虚偽記載のあった開示書類の種類に応じて、次の有価証券報告書が対象となる。

有価証券報告書の虚偽記載：その有価証券報告書

半期報告書の虚偽記載：その半期の属する事業年度の直前事業年度に関する有価証券報告書

臨時報告書の虚偽記載：臨時報告書の提出日の属する事業年度の直前事業年度に関する有価証券報告書

要するに連結ベースでの純資産を「市場価額」として課徴金が計算されることとなる。

⁴ 衆議院のウェブサイト（http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm）に掲載されている。なお、同じ内容の趣旨説明が、金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryoku/kinyu/dai1/f-20050428_d1sir/a_02.pdf）にも掲載されている。

3 . 施行期日と経過措置

法律上、継続開示義務違反に対する課徴金制度は、2005 年 12 月 1 日から施行される⁵（改正附則 1）。

今回、公表された政省令案も、法律（証取法）に合せて 2005 年 12 月 1 日から施行することが予定されている。

【参考】導入当初の軽減措置（経過措置）

継続開示義務違反に対する課徴金について、当初 1 年間は、次のような軽減措置が設けられている（改正附則 5 ）

【適用要件】

次の から の要件をすべて満たすこと

継続開示義務違反について

- 課徴金納付の決定を受けたことがない、かつ
- 刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者ではない

継続開示義務違反についての検査等が最初に行われた日の前日までに、訂正報告書を提出している。

再発防止のための必要な措置を講じている。

【課徴金の額】

次のイ、ロのうち、いずれか大きい金額（半期報告書・臨時報告書等の場合は 1 / 2 ）

イ． 200 万円

ロ． 算定基準有価証券の市場価額の総額 × 10 万分の 2（0.002%）

「適用要件」のうち、 は初犯であること、 は自主的に訂正を行ったことを意味すると考えられる⁶。

⁵ 厳密には、2005 年 12 月 1 日以後提出される有価証券報告書・半期報告書等から適用される（改正附則 5 ）

⁶ 江崎洋一郎議員（自民党）による 2005 年 4 月 26 日の衆議院財務金融委員会における趣旨説明。